

附 帯 決 議

- 1 家族法制の見直しに関する要綱案に沿って民法等の改正がされた際は、その施行に先立ち、その内容が国民に正確に伝わるよう、法制審議会家族法制部会における議論を踏まえ、その改正内容及びその解釈上参考となる事項を適切に周知する必要がある。
- 2 子の養育は、子の意見・意向等が適切な形で尊重されることも含めて子の利益の確保の観点から行われるものである。その上で、子の養育は、父母のみがその責務を負うものではなく、その子の養育をする父母及び子に対する社会的なサポートが必要かつ重要であり、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）及び児童虐待を防ぎ、子の安全及び安心を確保するとともに、父母の別居や離婚に伴って子が不利益を受けることがないようにするためにも、法的支援を含め、行政や福祉等の各分野における各種支援についての充実した取組が行われる必要がある。
- 3 家族法制の見直しに関する要綱案に沿って民法等の改正がされた際は、家庭裁判所がこれまで以上に大きな役割を果たすことが見込まれるところであり、父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に当たっては、改正後の民法等の規定の趣旨を踏まえた上で、子の利益を確保する観点から適切な審理が行われることが期待される。
- 4 父母の別居・離婚後の子の養育に関する法制度や各種支援の在り方については、この部会において将来的な検討課題であると指摘された事項も含め、国民の意識や考え方の変化に応じた随時の検討が求められる。また、今般の改正後の民法等の規定の施行の状況やそれに関連する上記の各種支援等の取組状況については、適切な形で国民に発信される必要がある。
- 5 上記の各事項の実現のため、関係府省庁等において、子の利益の確保を目指した協力がされるよう、真摯に努めることを要望する。